

納付の期限、振替日の延長のお知らせ

確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)に係る納付の期限、振替日が延長されました。

納付書等で納税される方

所得税及び復興特別所得税の納付期限

4月15日(木)

個人事業者の

消費税及び地方消費税の納付期限

4月15日(木)

- ☆ 申告書提出後に、税務署から納付書の送付は行いません。
- ☆ 上記納付期限までに、最寄りの銀行等の窓口で納付してください。
- ☆ QRコードを利用したコンビニ納付が便利です。
- ☆ 所得税及び復興特別所得税の延納届出分の納期限は5月31日です。

振替納税を利用されている方

所得税及び復興特別所得税の振替日

5月31日(月)

個人事業者の

消費税及び地方消費税の振替日

5月24日(月)

- ☆ 振替期日前に、「はがき」等による連絡は行いませんので、振替日の前日までに預貯金口座の残高をお確かめください。
- ☆ 転居等により申告する税務署が変わった場合には、手続きが必要となります。
- ☆ 所得税及び復興特別所得税は振替日が延納期日と同一となるため、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が一括で引落しされます。

- ☆ 納付期限までに納税されなかった場合又は預貯金残高の不足等で振替納税ができなかった場合は、納付期限の翌日から延滞税が加算されます。

納税は便利な口座振替で！

所得税や個人事業者の消費税の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

☆ 手続は簡単！「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入の上、納付期限までに管轄の税務署又は金融機関に提出してください。

☆ 振替納税の場合、納税のために現金を持ち歩く必要がなく、また、納税を忘れる心配もありません。

また、所得税は5月31日（月）、
消費税は5月24日（月）が振替日
となりますので、納付資金の準備にゆとりが持てます。



還付金の手続について

- ☆ 自宅等から e-Tax を利用して申告された方
必要書類が税務署に到着してから **3週間程度** で手続きしています。
- ☆ 相談会場から e-Tax を利用して申告された方
4～5週間程度 で手続きしています。
- ☆ 書面で申告書を提出された方
6週間程度 で手続きしています。
- ☆ 申告書に振込先・受取先の記入がない場合は、還付手続きができませんので、必ず記載してください。